

北広島市クリーンセンター  
廃棄物受入基準  
(家庭系一般廃棄物)

令和3年4月1日 制定

令和3年10月1日 施行

令和4年9月1日 改定

令和6年4月1日 改定

北広島市市民環境部環境課

## 1 施設受入体制

### 北広島市クリーンセンター

所在地 北広島市輪厚 723 番地

受入時間 午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 4 時まで

休日 日曜日（市内一斉清掃日 5 月第 2 日曜日を除く）及び 1 月 1 日から 1 月 3 日

電話 011-377-3423

## 2 廃棄物の搬入・受入手順

### （1）自己搬入の手順

事前の予約が必要です。

搬入・受入手順の概要については以下のとおりです。

- ① クリーンセンターに電話をかけ、自己搬入日時の予約をしてください。  
搬入日の 1 か月前からの予約が可能です。
- ② 自己搬入前に、市の分別区分に従い、廃棄物を必ず分別してください。  
生ごみ等や個別に搬入が難しい小さな廃棄物は、必ず透明・半透明の袋に入れてください。
- ③ 廃棄物搬入申込書に必要事項を記入し、受付に提出してください。
- ④ 受付職員が廃棄物の内容をお尋ねし、排出者及び搬入者の確認を行います。
- ⑤ 車両で計量後、荷下ろし場所までお進みください。
- ⑥ 荷下ろし場所で職員の指示に従い、分別内容を伝え、原則、搬入者ご自身で廃棄物を下ろしてください。
- ⑦ 計量後、支払窓口で手数料をお支払いください。資源ごみ等は最後に管理棟横の回収ボックスにて回収します。

### 注意

- ・自己搬入の予約は、搬入日の前日までに済ませてください。
- ・廃棄物は市の分別区分に従い、事前に必ず分別してください。
- ・指定ごみ袋を使用する必要はありません（指定ごみ袋で分別されたごみを持ち込まれた場合、計量後、荷下ろし場所でごみを下してください。指定ごみ袋の料金が不足する場合は受入れをお断りします。）。
- ・袋は透明・半透明のものをご使用ください。内容が確認できない場合は搬入をお断りして

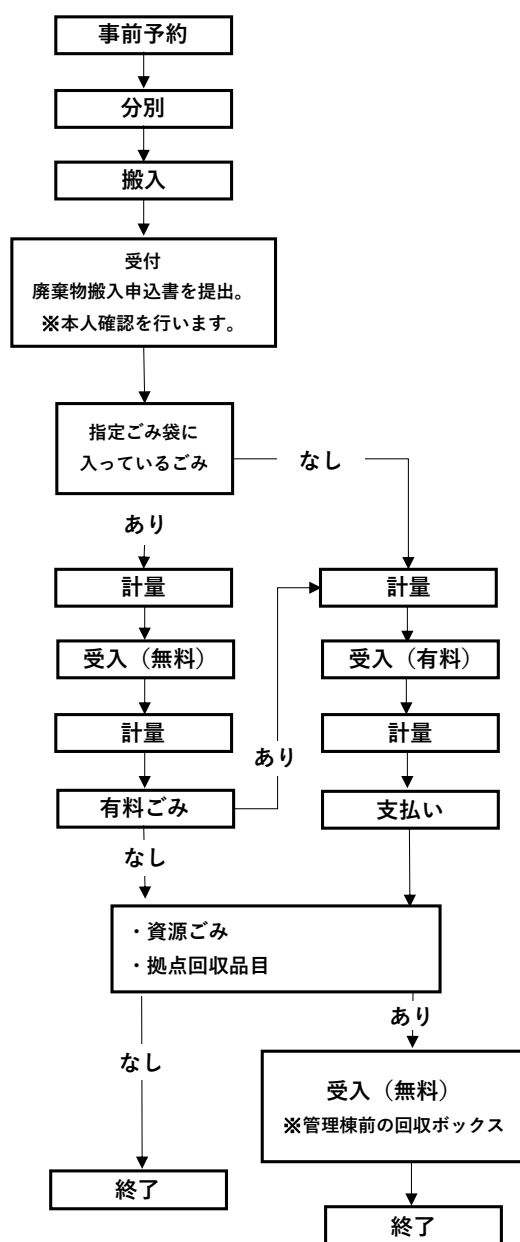
います。

- ・排出者及び搬入者の本人確認ができない場合、搬入する廃棄物が分別されていない又は受入基準に適合しない場合は、受入できません。

## (2) 荷下ろしについて

積載物を誤って廃棄物として処理しないために、また、車両を傷つけないために荷下ろしは原則、搬入者ご自身で行って頂きます。

ご自身で安全に荷下ろしできるように、搬入物に応じて同乗者の同行をお願いします。



搬入・受入のフロー図

### 3 受入対象者

北広島市クリーンセンターへの廃棄物の持込みは、原則、排出者本人又は法に基づく収集運搬業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）に限ります。

北広島市クリーンセンターに廃棄物を搬入できる具体的な対象者や条件は以下の（１）及び（２）のとおりです。

なお、排出者本人及び搬入者の本人確認ができない場合や、廃棄物の分別がなされていない場合には、受入することはできません。

#### （１）排出者本人

##### 搬入条件

- ア 排出者が北広島市在住であること。
- イ 北広島市内で発生した廃棄物であること。
- ウ 事前に廃棄物が市の分別区分に従って、分別されていること。
- エ 受入対象廃棄物（４の（１）に該当する家庭系一般廃棄物）であること。
- オ 本人確認ができていないこと。

車利用での搬入を行う場合、運転者の本人確認は**運転免許証のみ有効**とします。

運転免許証不携帯などの理由で搬入者の本人確認ができない場合には受入できません。

（運転免許証の住所を書き換えていない場合は、併せて移転後の住所のわかる住民票等が必要となります。）

車以外の搬入の場合も、本人確認は住民票又は公共料金の明細等で本人の名前と住所の確認を同様に行います。

ただし、以下の場合、例外として排出者本人による自己搬入と見なします。

これは、自家用車や運転免許を所有していない等の理由で持ち込みが困難な市民が相対的に不利益を被らないようにするためです。

#### ①車利用の搬入で、排出者本人が同乗している場合

##### 自己搬入と見なす条件

- ア ３の（１）の搬入条件を満たしていること。
- イ 排出者本人が同乗していること。
- ウ 原則、廃棄物搬入申込書は排出者本人が記入すること。
- エ **運転者は原則、親族であること（業者や知人等が運転する車両等は不可）。**  
場合によっては、運転者の本人確認をする場合があります。

## 注意

金銭の授受にかかわらず、業として発生した廃棄物（剪定枝等）を業者の運転する車両に、依頼者等が同乗して持ち込んだ場合、その業者の事業系廃棄物となります。

## ② 排出者本人が死亡しており、その同居の親族がいない場合

### 自己搬入と見なす条件

- ア 3の（1）の搬入条件うち、イからエを満たしていること。
- イ 排出者本人の死亡時の住所が北広島市であること。  
排出者本人の**住民票の除票（写しも可）**の提示が必要です。
- ウ 搬入者は個人であること。
- エ 搬入者の本人確認ができていること。  
車利用での搬入を行う場合、運転者の本人確認は**運転免許証のみ有効**とします。  
運転免許証不携帯などの理由で搬入者の本人確認ができない場合には受入できません。

## （2）許可業者（一般廃棄物収集運搬業許可業者）

一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者は、市内で発生した廃棄物を北広島市クリーンセンターへ搬入することができます。

## 搬入条件

- ア 受入対象廃棄物（4の（1）に該当する家庭系一般廃棄物）であること。

## 4 受入対象廃棄物

### （1）受入対象廃棄物

北広島市クリーンセンターで受入できる廃棄物は、以下のアからウのすべてに該当する廃棄物です。

- ア 北広島市内で発生した廃棄物
- イ **事前に市の分別区分に従って、分別されている廃棄物**
- ウ 一般廃棄物処理実施計画に定める家庭系一般廃棄物（家庭生活から発生した廃棄物）

## (2) 受入できない廃棄物

以下のアからウのいずれかに該当する廃棄物等は受入れできません。

専門業者や許可業者に処理を依頼してください。

ア 事前に市の分別区分に従って、分別されていない廃棄物

イ 一般廃棄物処理実施計画に定める家庭系一般廃棄物のうち、適正処理困難物

ウ 受入基準を満たさない廃棄物

## 5 廃棄物処理手数料

家庭系一般廃棄物 10 キログラムにつき 120 円 (税込)

※きちんと分別された資源ごみ及び指定ごみ袋で分別されたごみは無料で受入れいたします。